
総合口座取引規定（印鑑レス口座特約）

1.（特約の適用範囲等）

- （1）この特約は、当社ホームページから申し込みを行い、当社へ印鑑の届け出を行わずに開設した総合口座（以下、本件口座といいます。）に適用される事項を定めるものです。
- （2）この特約は、「総合口座規定」の一部を構成するとともに同規定と一体して、取り扱われるものとします。

2.（印鑑レス口座）

- （1）印鑑レス口座は、印章のお届けなしに開設した個人のお客さま専用の総合口座をいいます。
- （2）印鑑レス口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行を必須とします。
また、インターネットバンキングサービスの登録を必須とします。
- （3）総合口座定期預金の口座番号は、トマト銀行アプリの「定期預金明細照会」機能もしくはインターネットバンキングサービスにてご確認ください。

3.（印鑑レス口座の取扱）

- （1）本件口座については印鑑のお届けが無い場合、法令等により印鑑押印が必要な取引（契約に際してお届け印の押印が必要な口座振替等を含みます。）にはご利用になれません。
- （2）お届け印の登録が必要なお取引をされる場合には、当社所定の方法により本件口座に印章の登録が必要となります。また、印章の登録を受付する際には当社所定の方法で本人確認等を行います。
- （3）印章のお届け前に生じた損害、または届け出が正当に行われなかったことにより生じた損害については当社に故意または過失のある場合を除き、当社は責任を負いません。

4.（預金の預入、払戻・解約）

- （1）本件口座の預金の預入れまたは払戻しは、原則としてATMをご利用ください。
- （2）窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をする場合は、印章の提出に代えて、キャッシュカード及び顔写真付きの本人確認資料を提出してください。なお、手続きにあたって顔写真付きの本人確認資料がご提出いただけない場合は、預金の払戻しをお断りすることがあります。

5.（特約の変更）

- （1）この特約の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2）前記（1）の変更は、前記（1）の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上
(2025 年 3 月 3 日現在)